

国保すこやか便利 2023

平素は、国民健康保険料の納付に御協力いただき、ありがとうございます。
 今回同封した納付通知書は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の1年間分の国民健康保険料です。ただし、6月前半までに脱退の届出をした場合は、月割で精算した額になります。

◆国民健康保険財政について◆

国民健康保険財政は、加入者の方に納めていただく国民健康保険料と、国からの交付金などを財源とし、加入者の方が治療を受けたときにかかる医療費などに充てることで運営しています。

少子高齢化の進行や生活習慣病の増加、医学・医療技術の高度化により医療費は増加傾向にあります。加入者の減少などにより国民健康保険料収入の確保が難しく、国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。

加入者の皆様が病気やケガをした時に、安心して治療を受けるための国民健康保険制度を安定的に運営するため、国民健康保険料の納期限内納付に御協力をお願いいたします。また、特別な理由もなく滞納した世帯は保険証の更新ができなくなるほか、未納があると限度額適用認定証の発行ができなくなるなど、不利益になる場合があります。納付にお困りのときは、お早めに御相談ください。

		令和4年度	令和5年度
医療 保険分	所得割	7.6%	7.6%
	均等割	27,500円(13,750円)	27,500円(13,750円)
	平等割	21,300円	21,300円
	賦課限度額	65万	65万
高齢 支援分	所得割	2.7%	2.7%
	均等割	9,700円(4,850円)	9,700円(4,850円)
	平等割	6,900円	6,900円
	賦課限度額	20万円	22万円
40歳から64歳の方は介護保険分も含まれます。			
介護 保険分	所得割	2.7%	2.7%
	均等割	12,400円	12,400円
	平等割	5,800円	5,800円
	賦課限度額	17万円	17万円

医療保険分…被保険者の医療費などに使われるものです。
 高齢支援分…後期高齢者（75歳以上）の医療費を支援するものです。
 介護保険分…介護保険第2号被保険者になる40歳から64歳の方に賦課されるものです。

所得割…国保加入者の前年中所得に応じて負担する金額です。
 （総所得金額等－基礎控除額43万円）×料率
 均等割…世帯ごとの国保加入者の人数に応じて均等に負担する金額です。
 加入者数×均等割額
 平等割…国保加入者のいる全世帯が平等に負担する金額です。

※未就学児の均等割につきましては（ ）内となります。

所得割の元となる額 … 総所得金額等（退職所得を除く）から基礎控除（一律43万円）を差し引いた金額のことです。

- ※ 扶養控除や社会保険料控除などは控除されません。
- ※ 土地の譲渡所得がある方は、特別控除後の所得で算定します。
- ※ 専従者控除を適用した所得で算定します。
- ※ 雑損失の繰越控除は適用されません。

◆納付義務者は世帯主です◆

世帯主の方が、職場の健康保険に加入していたり、後期高齢者医療制度に移った場合などで国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納付義務者となります（これを擬制世帯主といいます）。

※ 国民健康保険料の納付通知書等は世帯主にお送りします。

◆ 令和5年度納期限・納付方法について ◆

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年10月2日	令和5年10月31日	令和5年11月30日
第6期	第7期	第8期	第9期	
令和5年12月25日	令和6年1月31日	令和6年2月29日	令和6年4月1日	

※ 月末が休日（土・日曜日を含む）、祝日の場合は、その次の平日が納期限となります。

◆納付方法◆

◇納付書払い…コンビニエンスストア、鈴鹿市指定金融機関等で納付できます。

※ご利用できる納付場所については、領収済通知書の裏面を御覧ください。

※令和3年4月1日以降は、三菱UFJ銀行の窓口での納付ができません。

◇口座振替…御希望の方は、「口座振替依頼書」を市役所保険年金課又は金融機関窓口へ提出してください。

納付通知書の見方及び国民健康保険料の計算方法につきましては、次ページを御覧ください。

国民健康保険料の計算方法 ～鈴木太郎さんの世帯の場合～

【国保加入者 4名】

鈴木太郎 (46歳) 会社員	所得金額	2,760,000円 (給与収入だと、4,000,000円)
鈴木花子 (43歳) パート	所得金額	450,000円 (給与収入だと、1,000,000円)
鈴木三男 (72歳) 公的年金のみ	所得金額	900,000円 (年金収入だと、2,000,000円)
鈴木健二 (18歳) 学生 (所得なし)	所得金額	0円

まず、所得割を算出するために、加入者それぞれの所得から所得割の元となる額を求めます。

※ 所得割の元となる額とは？

総所得金額等(退職所得を除く)から基礎控除(一律43万円)を差し引いた金額のことです。
扶養控除や社会保険料控除などは控除されません。

太郎	2,760,000円 (総所得金額等)	-	430,000円 (基礎控除)	=	① 2,330,000円
花子	450,000円 (総所得金額等)	-	430,000円 (基礎控除)	=	② 20,000円
三男	900,000円 (総所得金額等)	-	430,000円 (基礎控除)	=	③ 470,000円
健二	0円 (総所得金額等)	-	430,000円 (基礎控除)	=	④ 0円

次に、この所得割の元となる額(①～④)をもとに計算します。

医療保険分・・・被保険者の医療費などに使われるものです。

所得割	①2,330,000円 + ②20,000円 + ③470,000円 = 2,820,000円	$2,820,000円 \times 0.076$ (料率)	=	214,320円
均等割	加入者数 4人	$4人 \times 27,500円$	=	110,000円
平等割	一世帯当たり		=	21,300円

所得割額	均等割額	平等割額	=	医療保険分の年間賦課額
214,320円	110,000円	21,300円	=	345,600円
(百円未満切捨て)				

高齢支援分・・・後期高齢者(75歳以上)の医療費を支援するものです。

所得割	①2,330,000円 + ②20,000円 + ③470,000円 = 2,820,000円	$2,820,000円 \times 0.027$ (料率)	=	76,140円
均等割	加入者数 4人	$4人 \times 9,700円$	=	38,800円
平等割	一世帯当たり		=	6,900円

所得割額	均等割額	平等割額	=	高齢支援分の年間賦課額
76,140円	38,800円	6,900円	=	121,800円
(百円未満切捨て)				

介護保険分・・・介護保険の第2号被保険者になる40歳以上64歳以下の方がいる場合に賦課されます。

所得割	①2,330,000円 + ②20,000円 = 2,350,000円	$2,350,000円 \times 0.027$ (料率)	=	63,450円
均等割	加入者数 2人	$2人 \times 12,400円$	=	24,800円
平等割	一世帯当たり		=	5,800円

所得割額	均等割額	平等割額	=	介護保険分の年間賦課額
63,450円	24,800円	5,800円	=	94,000円
(百円未満切捨て)				

年間の賦課額

医療保険分の年間賦課額	+	高齢支援分の年間賦課額	+	介護保険分の年間賦課額	=	国民健康保険料額
345,600円	+	121,800円	+	94,000円	=	561,400円

納期ごとの料金

561,400円 ÷ 9回 = 62,377.777...円

※ 割り切れなかった「100円未満の額」は、第1期へ

第1期の料金

63,000円

第2期以降の料金

62,300円

特別徴収一年金からの天引きに該当する場合一

特別徴収とは、年金からの天引きにより国民健康保険料を納付していただく制度です。

●特別徴収の対象となるのは、次の1から4の条件をすべて満たす人です。

- 1 世帯主が国民健康保険加入者であること。※擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）は対象外です。
※ 世帯主が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに75歳に達する場合（後期高齢者医療制度に加入するため）は対象になりません。
 - 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上であること。
 - 3 世帯主が特別徴収の対象となる年金（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金）を年額18万円以上受給していること。
 - 4 介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と国民健康保険料の合算額が特別徴収の対象となる年金の受給額の2分の1を超えないこと。
- ※ 条件に該当しない場合は、普通徴収となります。
※ 所得の更正や加入者の増加などで賦課額に変更が生じた場合は、特別徴収と普通徴収が重なる場合（併徴）があります。
※ この制度は平成20年度から始まっています。

世帯例…

- 【例1】世帯主（国民健康保険加入者）72歳、→特別徴収
妻（国民健康保険加入者）68歳の場合
- 【例2】世帯主（国民健康保険加入者）72歳、→普通徴収
妻（国民健康保険加入者）63歳の場合

- 【例3】世帯主（後期高齢者医療、擬制世帯主）78歳、
妻（国民健康保険加入者）68歳の場合 →普通徴収
- 【例4】世帯主（国民健康保険加入者）72歳、
妻（国民健康保険加入者）68歳、
子（社会保険加入者）40歳の場合 →特別徴収

●特別徴収から普通徴収になる場合

- 1 「口座振替」でのお支払いを希望し、保険年金課へ申出書を提出したとき。
※ 手続きについて御不明なことがあれば、保険年金課までお問い合わせください。
ただし、これまでの納付状況等から口座振替への変更が認められない場合があります。
- 2 「特別徴収の対象となる1～4の条件」のどれか一つでも該当しなくなったとき。

◇6月末の世帯状況などにより特別徴収に該当しなくなった世帯は、4月・6月・8月は特別徴収となり10月から普通徴収となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収		特別徴収		特別徴収		普通徴収	普通徴収	普通徴収	普通徴収	普通徴収	普通徴収

◆国民健康保険料のよくある質問◆

- Q. 社会保険に加入しているのに国民健康保険料の納付通知書が届くのはなぜですか？
- A. 国民健康保険を抜ける手続きはお済みでしょうか。抜ける手続きがお済みでない場合は、国民健康保険に加入中となっておりますので国民健康保険を抜ける手続きを行ってください。手続きには、社会保険証など、社会保険に加入した日のわかるものが必要ですので、お忘れなくお持ちください。
また、国民健康保険は世帯主が納付義務者となるため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、御家族の方が国民健康保険に加入していると、世帯主宛に納付通知書が届きます。
- Q. 国民健康保険料の納付通知書が届きましたが7月に社会保険に加入したので、国民健康保険料第1期は納付しなくてもいいのでしょうか？
- A. 国民健康保険料は月払いではありません。令和5年度国民健康保険料は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっており、7月に社会保険加入ということなら4月から6月までの3カ月分をお支払いいただくこととなります。お支払日は、手続きの時期によりますので窓口などでお問い合わせください。
- Q. 仕事を辞めて収入がなくなったのに国民健康保険料が高いのはなぜですか？
- A. 国民健康保険料は前年の所得で算定しています。加入した年度に収入がなくても、前年に所得がある場合、国民健康保険料は高額になることがあります。

◆ 申告している前年所得に応じて国民健康保険料を軽減する制度があります ◆

前年中の世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額および平等割額が減額される場合があります。ただし、**世帯の所得が把握できない場合は軽減を受けられませんので、所得のない方も申告が必要です。**

前年中の世帯の軽減判定所得	減額される割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下のとき	世帯の(均等割額+平等割額)の7割
43万円 +29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下のとき	世帯の(均等割額+平等割額)の5割
43万円 +53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下のとき	世帯の(均等割額+平等割額)の2割

※ 軽減判定所得とは、総所得金額等（退職所得は除く）の所得となります。また **65歳以上の方で年金所得がある場合、年金所得から15万円が控除されます。**

※ **土地の譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得で判定します。**

※ **専従者控除を申告している場合は、専従者控除を適用しない所得で判定します。**

※ 雑損失の繰越控除を申告している場合は、繰越控除を適用した所得で判定します。

※ **軽減判定所得には、擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）や特定同一世帯所属者の所得も含まれます。**

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

◆ 後期高齢者医療制度へ移った方がいる場合の軽減・減免措置 ◆

- 国保から後期高齢者医療制度へ移った方がいることにより、国保加入者が1人となる世帯（※）については、国民健康保険料の医療保険分と高齢支援分の平等割額（介護保険分を除く）が最初の5年間は半額となり、さらに、5年経過した後の3年間は4分の1が軽減されます。

※ 国保加入者が複数いる場合は、軽減の対象になりません。

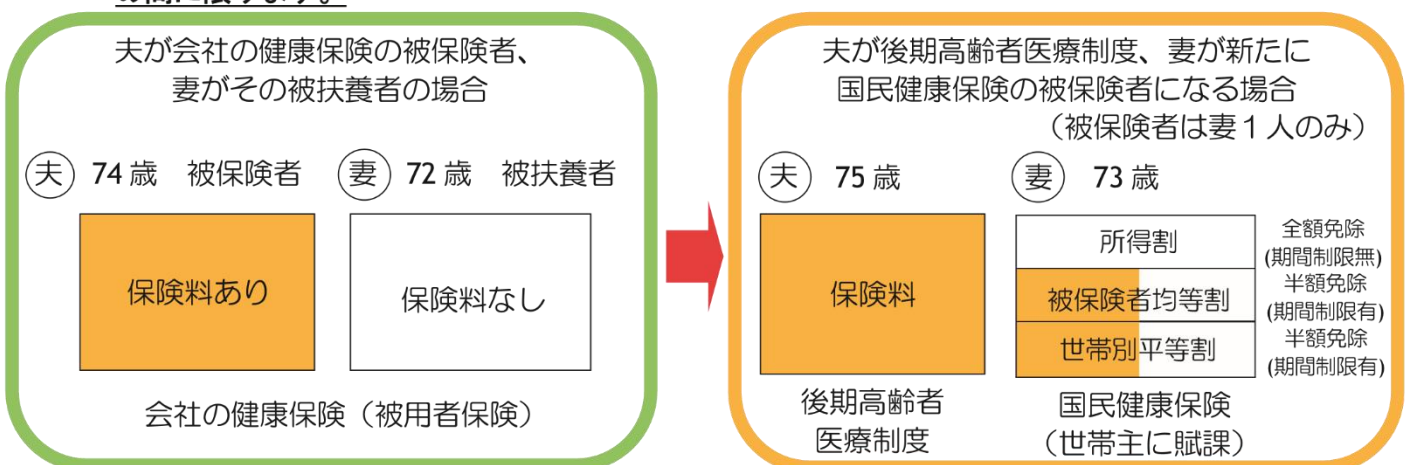
※ 途中で世帯の異動や世帯主の変更があった場合は、軽減措置は終了します。

※ 対象となる場合、軽減については市で計算しますので申請は不要です。

- 会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65歳～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合、申請により保険料の減免が受けられます。

・新たに国民健康保険に加入し、国民健康保険料を納めていただくことになった方については、申請することにより、所得に応じて御負担いただく所得割（応能割）が全額免除されるとともに、被保険者1人当たりにかかる均等割（応益割）が半額となります。さらに、世帯の被保険者が1人の場合は、世帯ごとにかかる平等割（応益割）も半額となります。

※ **応益割（均等割・平等割）の減免措置については資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ります。**



◆ 非自発的理由により離職した方は国民健康保険料が軽減される場合があります ◆

離職時の年齢が65歳未満であり、令和2年3月31日以降に非自発的理由（倒産、会社都合など）により離職し、雇用保険の失業等給付を受給している方、または受給していた方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由が以下の数字の場合、届出することで国民健康保険料が軽減される場合があります。手続きについては保険年金課へ、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知については公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

●離職理由 11、12、21、22、23、31、32、33、34

※上記の離職理由の場合でも雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の右上に「特」または「高」と記載のある方は軽減対象となりません。

●軽減額 軽減対象となる方の給与所得を $\frac{30}{100}$ とみなして国民健康保険料を算定します。

※軽減対象となるのは離職した方の給与所得のみで、離職した方のその他の所得（営業所得等）や他の国民健康保険加入者の給与所得については軽減対象となりません。

●軽減期間 離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間で最大2年度分です。

※令和2年度以前の保険料については軽減されません。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※転入前の市町村で申請していた場合、鈴鹿市に転入後に再度申請が必要です。

※会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を喪失すると軽減は終了となります。

軽減期間内に社会保険を喪失し、雇用保険の受給がなく再度国民健康保険に加入した場合、軽減期間内であれば国民健康保険料の軽減が受けられます。

●届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（離職票では受付できません）、本人確認書類、個人番号（マイナンバー）のわかるもの

◆ 所得割額の減額措置 ◆

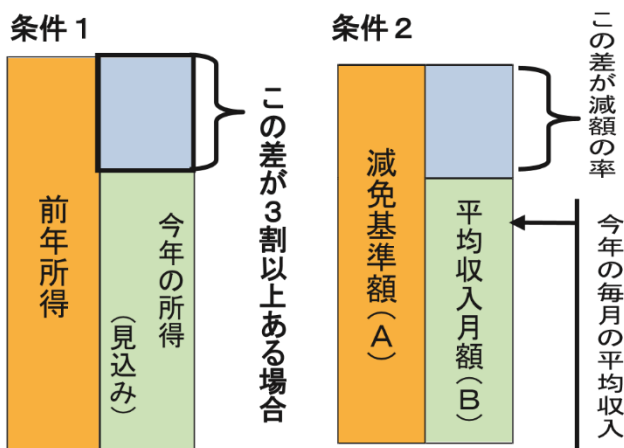
収入の激減により生活に困窮していると認められる場合で、次の2つの条件にあてはまる世帯は、申請することで所得割額の減額を受けられる場合があります。（ただし、すでに保険料の軽減を受けている世帯は減額が受けられない場合があります。）減額を受けようとする場合は、必要な書類を添えて当該年度の納期限の7日前までに申請書を提出してください。

条件1 今年の所得（見込み）が前年所得と比較して3割以上減少すると見込まれる世帯

※ただし、所得の減少の原因が前年に土地を売却したなど一時的な所得があったことによる場合や、今年の株式取引などでの損失によるものである場合は適用されません。

条件2 毎月の収入金額（事業の場合は所得）が減免基準額以下となる世帯

※ これらの条件のどちらにも該当している必要があります。



減額できる額

$$= \text{所得割額} \times (1 - B/A) \text{ で求めた額}$$

【申請手続に必要なもの】

- (1) 本人確認書類
- (2) 国保加入者全員の収入（所得）のわかるもの
 - ① 給与明細、年金改定通知等の収入金額
 - ② 営業・農業等の事業の場合は、収入金額と経費の内訳
 - ③ 非課税収入（失業保険給付金、遺族年金、障害者年金等）
 - ④ 上記のほか、収入があればその収入がわかるもの
- (3) 賃貸住宅の契約書（賃貸住宅に住んでいる場合）

～滞納は加入者みんなに影響します～

国民健康保険は万が一の病気やケガに備えて、お金を出し合い安心して治療が受けられる制度で国民健康保険料はそのための大切な財源です。国民健康保険料の滞納が増えると医療費の支払いができなくなり、料率を上げなければなりません。特別な理由もなく滞納した世帯は保険証が使えなくなるほか、様々な保険給付も受けられなくなります。納付にお困りのときは、お早めに御相談ください。

●国民健康保険の御相談は・鈴鹿市 健康福祉部 保険年金課 TEL 059-382-9290
FAX 059-382-9455